

## 令和２年第１回（２月）佐渡市議会定例会会議録（第９号）

令和２年３月２５日（水曜日）

### 議 事 日 程 （第９号）

令和２年３月２５日（水）午後１時３０分開議

#### 第 １ （総務文教常任委員会付託案件）

議案第１号から議案第４号まで、議案第１２号、議案第１３号、議案第２６号、議案第３３号から議案第３６号まで、議案第４１号から議案第４３号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第５号から議案第８号まで、議案第１４号、議案第２７号から議案第２９号まで、議案第３１号、議案第３２号、議案第３７号、請願第１号、陳情第１号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第９号から議案第１１号まで、議案第１５号、議案第１６号、議案第３０号、議案第３８号、議案第３９号、令和元年陳情第１５号、陳情第２号、陳情第３号

#### 第 ２ 航路問題に関する調査特別委員会の報告

#### 第 ３ 発議案第１号

#### 第 ４ 発議案第２号

#### 第 ５ 発議案第３号

#### 第 ６ 発議案第４号

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第１ （総務文教常任委員会付託案件）

議案第１号から議案第４号まで、議案第１２号、議案第１３号、議案第２６号、議案第３３号から議案第３６号まで、議案第４１号から議案第４３号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第５号から議案第８号まで、議案第１４号、議案第２７号から議案第２９号まで、議案第３１号、議案第３２号、議案第３７号、請願第１号、陳情第１号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第９号から議案第１１号まで、議案第１５号、議案第１６号、議案第３０号、議案第３８号、議案第３９号、令和元年陳情第１５号、陳情第２号、陳情第３号

#### 追加日程第１ 発言の取消し

#### 日程第２ 航路問題に関する調査特別委員会の報告

#### 日程第３ 発議案第１号

#### 日程第４ 発議案第２号

#### 日程第５ 発議案第３号

#### 日程第６ 発議案第４号

出席議員（21名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 後 藤 勇 典 君 | 2 番  | 伊 藤 剛 君   |
| 3 番  | 佐々木 ひとみ 君 | 5 番  | 室 岡 啓 史 君 |
| 6 番  | 広 瀬 大 海 君 | 7 番  | 上 杉 育 子 君 |
| 8 番  | 稲 辺 茂 樹 君 | 9 番  | 山 田 伸 之 君 |
| 10 番 | 荒 井 眞 理 君 | 11 番 | 駒 形 信 雄 君 |
| 12 番 | 渡 辺 慎 一 君 | 13 番 | 坂 下 善 英 君 |
| 14 番 | 金 田 淳 一 君 | 15 番 | 中 村 良 夫 君 |
| 16 番 | 岩 崎 隆 寿 君 | 17 番 | 佐 藤 孝 君   |
| 18 番 | 祝 優 雄 君   | 19 番 | 近 藤 和 義 君 |
| 20 番 | 竹 内 道 廣 君 | 21 番 | 中 川 直 美 君 |
| 22 番 | 猪 股 文 彦 君 |      |           |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

|                         |           |                  |             |
|-------------------------|-----------|------------------|-------------|
| 市 長                     | 三 浦 基 裕 君 | 副 市 長            | 伊 藤 光 君     |
| 教 育 長                   | 渡 邊 尚 人 君 | 会計管理者<br>(兼会計課長) | 小 路 昭 君     |
| 総務課長<br>(兼選挙<br>管理事務局長) | 中 川 宏 君   | 防 災 管 財 長        | 甲 斐 由 紀 夫 君 |
| 税 務 課 長                 | 斉 藤 昌 彦 君 | 企 画 課 長          | 猪 股 雄 司 君   |
| 財 政 課 長                 | 磯 部 伸 浩 君 | 市 民 生 活 長        | 後 藤 友 二 君   |
| 社 会 福 祉 長               | 大 屋 広 幸 君 | 子 ども 若 者 長       | 市 橋 法 子 君   |
| 高 齢 福 祉 長               | 岩 崎 洋 昭 君 | 環 境 対 策 長        | 計 良 朋 尚 君   |
| 世 界 遺 産 長               | 坂 田 和 三 君 | 地 域 振 興 長        | 山 本 雅 明 君   |
| 交 通 政 策 長               | 高 津 孔 君   | 農 林 水 産 長        | 市 橋 秀 紀 君   |
| 農 業 政 策 長               | 金 子 聡 君   | 観 光 振 興 長        | 祝 雅 之 君     |
| 建 設 課 長                 | 清 水 正 人 君 | 上 下 水 道 長        | 宮 城 徹 君     |
| 教 育 総 務 長               | 渡 邊 裕 次 君 | 学 校 教 育 長        | 山 田 裕 之 君   |

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 社会教育課長 | 粕谷直毅君  | 両津病院院長 | 伊藤浩二君 |
| 監査委員局長 | 加藤留美子君 | 農業委員会  | 北嶋富夫君 |
| 消防局長   | 菊池慎也君  | 農事     |       |

---

事務局職員出席者

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局次長 | 村川一博君  | 事務局次長 | 本間智子君 |
| 議事調査係 | 梅本五輪生君 | 議事調査係 | 岩崎一秀君 |

午後 1時30分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第4号まで、議案第12号、議案第13号、議案第26号、議案第33号から議案第36号まで、議案第41号から議案第43号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第5号から議案第8号まで、議案第14号、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号、議案第32号、議案第37号、請願第1号、陳情第1号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第9号から議案第11号まで、議案第15号、議案第16号、議案第30号、議案第38号、議案第39号、令和元年陳情第15号、陳情第2号、陳情第3号

○議長（猪股文彦君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第1号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用している条項の条ずれ及び文言整理等を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律名の改称等が行われたことに伴い、同法を引用している条項の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、農業者の社会的、経済的地位の向上を図ることで、本市における農村地域の持続的な発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人羽茂農業振興公社に市職員を派遣するため、公益的

人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。職員の派遣に当たっては、事業の目的を明確にし、配置には十分留意すること。

議案第4号 佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する所要の改正を行うため、佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年4月1日から島内全ての市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、同協議会の委員に係る規定の改正を行うとともに、公民館長等の非常勤特別職に関する所要の改正を行うため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市辺地総合整備計画（平成31（2019）年度～2021年度）の変更について。本案は、公共的施設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴い、辺地対策事業債の予定額を増額するため、佐渡市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は445億4,000万円と前年度当初予算と比較して15億4,000万円、率にして3.6%の増となるものであります。本予算は、老朽化に伴う公共施設等の改修や教育環境、生活インフラ等の整備のための普通建設事業のほか、社会保障関係の経費や会計年度任用職員制度による新たな財政需要など喫緊の課題に対応するとともに、施策の継続性を重視するものとなっております。審査の結果、次のとおり賛成多数で修正可決すべきものとして決定しました。

修正理由。佐渡文化財団運営費補助金の交付については、昨年11月中旬の決算審査特別委員会の審査において不適切な事務処理が発覚し、12月定例会での決算審査特別委員会審査報告や閉会中の本委員会の所管事務調査報告で指摘している。2月定例会に至るまでの間、指摘事項を調査し、改善を図るなどの姿勢が見られなかったことは誠に遺憾である。文化財団そのものを否定するものではないが、地方創生推進交付金の目的にふさわしい取組になっていないと思料する。組織体制の刷新や実行可能な事業計画への見直しなど必要な検討を行うべきである。

修正事項については、歳入歳出予算事項別明細書をお示ししましたが、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業の佐渡文化財団運営費補助金3,707万4,000円全額を減額し、その財源であります16款国庫支出金、2項国庫補助金のうち地方創生推進交付金及び20款繰入金、2項基金繰入金のうち財政調整基金繰入金の歳出に充当する額を減額するものであります。

なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、総括的事項。①、会計年度任用職員の期末手当について。新年

度に予定している会計年度任用職員は1,523名であり、そのうち691名が期末手当の支給対象となっている。期末手当の支給を1.3か月分として予算計上しているが、国ではこの支給に充てるため1,700億円の地方財政措置を予定していることから、国の基準である2.6か月分にすべきである。

②、職員数について。市の非常勤的な職員数は、前年度より203名増加する予定であることが明らかになった。専門職など必要な職員は確保し、業務の効率化を図るとともに職員配置の見直しを行い、会計年度任用職員を含む市全体の職員数の適正化に向けた取組を進めるべきである。

③、国の交付金事業について。離島活性化交付金、地方創生推進交付金、地域社会維持推進交付金など国の補助事業については、単に所管課から提案された事業について機械的に該当させるのではなく、将来ビジョンに基づく主要な事業に対して優先的に該当させていくような戦略のある活用方法に変えていくこと。また、戦略に基づく事業査定や企画立案については企画課が担当し、所管課から提案された事業内容を材料とし、将来ビジョンに基づく戦略的かつ重要な事業を取捨選択するとともに、市政における戦略の要は企画課と心得て取り組むこと。

④、博物館及び資料館について。企画展を実施することで入館者数が増える傾向にある。これは、収支改善にもつながるため、年次計画については十分検討し、佐渡の文化、芸術の発信拠点として充実を図ること。

(2)、20款繰入金、2項基金繰入金、2目その他特定目的基金繰入金、地域振興基金繰入金について。地域振興基金の充当事業は24事業、5億2,706万8,000円で、そのうち市長特認事業は13事業、1億3,036万8,000円にも上っている。目的基金は、定められた目的に即して活用するもので、市長特認という例外規定を乱用すべきではない。今後は、基金の目的を明確にするとともに、それに見合った活用を図ること。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、13目防災対策費、防災対策事業について。災害発生時に避難所を迅速に開設するため、リモート鍵収容箱を設置する避難所施設の整備は必要であるが、避難所を運営するルールづくりも並行して進めなければならない。よって、早急に避難所運営マニュアルを策定し、地域住民による訓練を実施するなど、自助、共助、公助の取組を推進すること。また、災害時には様々な混雑が予想されるため、市の非常食備蓄一覧表に記載のある施設だけではなく、指定避難所、指定緊急避難所についても一定程度の非常食等の備蓄をすること。

(4)、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、奨学金貸与事業について。奨学金貸与事業については、今後返済の滞納が一定程度発生し、督促など債権回収に関する人件費等様々な経費負担が発生することが予想される。また、奨学金の財源である教育文化振興基金が枯渇するおそれもあることから、市中銀行との協調を図ることでそのようなリスクを回避、低減させることが可能かどうか早急に検討するよう求める。

(5)、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ推進事業について。佐渡市スポーツ協会運営についての疑義は、調査の結果、交通費の支給に誤りがあり、規約外特別支給についても平成29年と平成30年で合計73万500円の支給が明白となっている。また、不正残業申告疑惑については、教室開催時間1時間30分に対し4時間15分の時間外勤務手当を支給しているとの調査結果が出されている。佐渡市スポーツ協会に適正な対処を求め、コンプライアンスの徹底を図るとともに、補助金交付の在り方を精査すべきである。

2、市民厚生常任委員会。(1)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業について。社会福祉協議会への助成については、市との協議も経た上で一定水準には至ったものと思料する。しかし、今後においては施設の更新等の費用負担の増大が懸念されることから、市からの助成頼みに偏らないように、寄附などの財源を増やす自助努力を社会福祉協議会に促すよう指導力を発揮されたい。

(2)、3款民生費、1項社会福祉費、4目養護老人ホーム費、待鶴荘運営費、待鶴荘施設サービス費及び待鶴荘特定施設入居者生活介護費について。介護報酬の不正請求事件の改善として、訪問介護事業を民間事業者へ委託することとなったため、収入が大きく減少している。改善を図るには、当面は入居者数を増加させることでしか打つ手がないということであるが、入居者の実態に合わせた施設構造になっていない現状もあることから、抜本的に何らかの対策を講じられたい。

(3)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目健康保養センター費、温泉運営費について。これまで市の温泉施設に対する方針に一貫性が見られなかった。これから入浴施設のあり方検討会において温泉施設に関するビジョンを策定するということが、早急に市としての方針を確立させることを強く求める。

(4)、4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、医療・介護・福祉の人財育成事業について。医療技術者奨学資金貸与制度は、一人でも多く佐渡に戻ってきて就労してもらい、貴重な医療技術者を確保したいという市の重点施策である。しかし、貸与者が卒業するに際しても、その進路を把握していないことが審査において明らかになった。所期の目的を達成するためには、当該制度の周知、紹介もさることながら、大学等に進学した貸与者に対してのアプローチを積極的に展開し、現状や動向、今後の意向を確認するといった佐渡市として真剣な姿勢を示すことが肝要である。よって、従前の待ちの姿勢から攻めの姿勢へと転換し、積極的な取組を行うことを強く求める。

3、産業建設常任委員会。(1)、総括的事項。①、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に起因する地域経済対策について。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、観光業、飲食店など地域経済が一気に減退し、危機的状況を迎えている。3月初めから対応を検討するように議会から提案されているにもかかわらず対応が遅く、危機管理が足りない指摘せざるを得ない。現段階から国や県の対策を見極め、それに沿ったものや細部を補強するような対策を準備すること。また、実行見込みがない事業は組み替え、大型連休前には大胆な補正予算を計上すること。

②、技術職の採用や育成による人員の適正化について。農林水産課、建設課、上下水道課など、公共工事に携わる課には技術職員が必須であるが、定員適正化により補充できておらず、今後の業務に支障を来すと思料する。業務を支障なく継続できるよう、総務課と採用に結びつく方策を検討し、技術職の確保に努めること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業について。①、過去に返礼品として採用していたトライアスロンの参加権を復活させたことはよい着眼点だと思うが、宿泊などをパックにしたために高額となり、完売が難しいものではないかと思料する。手軽に申し込みやすくするため、参加権のみなど寄附額を抑えた返礼品のメニューを加えるよう検討を求める。

②、季節限定品を前面に出してPRするなど、他の自治体と差別化して目立たせるように工夫すること。

③、寄附額を増やすためにもポータルサイトの登録を増やすこと。

(3)、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、交流居住・定住促進対策事業について。さどまる倶楽部受付業務の委託は、佐渡観光交流機構へ移行すること。

(4)、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、郷土会及び東京事務所運営事業について。東京事務所が精力的に活動できるよう、運営の方法を抜本的に見直すこと。

(5)、2 款総務費、1 項総務管理費、9 目コミュニティー活動推進費、新たな地域活性化人材づくり推進事業について。複数年度に継続する事業として国の交付金の採択を受けていることから、単年度で廃止できないことは理解するが、成果を期待しにくい内容であると思料する。検証を徹底して行い、交付金を受けられなくなった時点で廃止すること。

(6)、2 款総務費、1 項総務管理費、11 目空港対策費、空港対策事業について。佐渡空港の再開に向けて、佐渡新航空路開設促進協議会の刷新を含め、役割を明確にすること。また、一日も早い滑走路の 2,000メートル化の実現を果たすこと。

(7)、2 款総務費、1 項総務管理費、14 目世界遺産推進費、佐渡金銀山ガイダンス施設運営費について。世界遺産登録に向けた国内推薦の認定が手に届くところまで来ている。ガイダンス施設としての機能を果たせるよう、展示品の充実やPRの徹底を求める。

(8)、2 款総務費、1 項総務管理費、16 目支所及び行政サービスセンター費、元気な地域づくり支援事業について。令和元年 9 月定例会に所管事務調査として、地域の公民館など、突発的かつ小規模な修繕などの要望に対して即座に応えられるよう、支所長、行政サービスセンター長の権限で執行可能な予算を以前のように計上することを指摘したが、本予算において計上されてきたものは、集会施設等の修繕のために 1 地区 50 万円を上限にした補助を 1 件分ずつ配分する事業であり、求めたことを理解していなかったことは誠に遺憾である。指摘を真摯に受け止め、公正公平の観点に立った予算配分を求める。また、補正予算による計上も視野に入れて早急に見直すこと。

(9)、2 款総務費、1 項総務管理費、17 目特定有人国境離島地域社会維持推進費について。特別措置法が制定されて 2 年が経過するが、国費の総枠を使い切れない状況である。特定有人国境離島に特化された事業であるため、指定されている自治体と連携して既存事業の要件の拡充を要望すると同時に、当初予算の枠にとらわれず、国の交付金を最大限活用するよう創意工夫すること。

(10)、6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、埋設農薬最終処分事業について。10 か所中 6 か所は場所が確定して順調に撤去作業が進んでいるが、残り 4 か所はいまだに所在が判明していない。埋設が想定されている付近に影響を及ぼす可能性が否定できないため、単費であっても場所を特定する調査の実施を求める。

(11)、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、有害鳥獣対策事業について。有害鳥獣による被害の軽減が必要であるため、猟友会が積極的に駆除するような施策を求める。

(12)、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、集落営農・担い手支援事業について。園芸産地再生担い手育成事業の実証の取組を始めて 3 年目になることから、これまでの内容を検証し、当該年度内に一定の区切りをつけること。

(13)、6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目畜産業費、畜産振興事業について。新規参入者に対して支援、助言などの確な指導を行うとともに、モデルケースとして確立できるように事業を展開すること。

(14)、6 款農林水産事業、3 項水産業費、2 目水産業振興費、水産振興事業について。漁業就業者の減少が著しいことから、新規就業者の獲得に向けて制度やイベントを最大限活用し、支援体制を構築すること。また、県にも施策の推進や協力を求めること。

(15)、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、商工振興事業について。商工会の目的は、会員となっている事業者の事業や地域の発展のために活動することであるが、運営費に対する県の削減が見込まれるため、効率的な運営が図られるよう協議して、適切な措置を行うこと。

(16)、7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費、外国人旅行客誘致事業及び戦略的観光誘客促進事業について。新型コロナウイルスの流行により、上半期の誘客が絶望的な状況にあると容易に推測される。例年とは全く違う方向へと転換しなければならないことから、入り込み客数の減少を少しでもとどめるような思い切った対策を求める。

(17)、7 款商工費、1 項商工費、4 目観光施設管理費、観光施設運営費について。さわた海の家をマリンスポーツの拠点として整備して3年目となるが、実績が乏しい状況である。地方創生推進交付金を活用して整備している事業であるため、地域再生計画として提出した目標に対して実績が伴うよう取り組むこと。

(18)、8 款土木費、1 項土木管理費、2 目安全・安心まちづくり費、安全・安心まちづくり事業について。地域からの要望に対して、より多く達成できるための予算枠を確保すること。

(19)、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、道の駅管理費について。本年4月1日からあいぽーと佐渡が道の駅として認定される見通しとなっているため、機能を果たせるよう設備を充実し、地域のにぎわいとしての目的を達成させるための施策を講じること。

議案第33号 令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第34号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第35号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第36号 令和2年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、令和2年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万1,000円、二宮財産区334万7,000円、新畑野財産区382万2,000円、真野財産区334万9,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 アミューズメント佐渡改修（建築）工事請負契約の締結について、議案第42号 アミューズメント佐渡改修（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第43号 アミューズメント佐渡改修（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、アミューズメント佐渡改修工事について、本年2月25日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（猪股文彦君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

稲辺茂樹君の質問を許します。

稲辺茂樹君。

○8 番（稲辺茂樹君） 通告に従いまして、委員長質疑をさせていただきます。

私の質疑の箇所は、議案第26号、令和2年度佐渡市一般会計予算について、産業建設常任委員会、総括事項の①、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に起因する地域経済対策についての委員長報告についてであります。この委員長報告では、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、観光業、飲食業など地域経済が一気に減退し、危機的な状況を迎えている。3月初めから対応を検討するよう議会から提案されているにもかかわらず対策が遅く、危機管理が足りない」と指摘せざるを得ない。現段階から国や県の対策を見極め、それに沿ったものや細部を補強するような対策を準備すること。また、実行見込みがない事業は組み替え、大型連休前には大胆な補正予算を計上すること」と委員長報告がなされているわけですが、現在皆様もご存じのようにこの新型コロナウイルスは世界的に広がりを見せている。国内でも自粛ムードで、報告にあるとおり、観光業、飲食業など地域の経済は非常に苦しい状況であるわけでありす。

このまず1点目の質問であります、最後の部分、「大型連休前には大胆な補正予算を計上すること」とあります。私は、今回のこの新型コロナウイルスの影響というものは、非常に深刻な問題である、早急にこの手当てをするべきだというふうに考えておりますが、なぜに大型連休前ということで意見として付されているのか、その点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、稲辺議員の質問にお答えいたします。

意見で付したとおりでありますけれども、当初予算編成時は新型コロナウイルス感染症が拡大する前のことであったため、盛り込まれていないことは承知しております。国や県においても対策を打ち出しておりますので、現段階においては動向を見ながら対応内容を検討し、ゴールデンウィークまでには補正予算を計上すべきではないかと当委員会内での意見でありました。観光振興課や地域振興課などは、関係者へのヒアリングといいますか、聞き取りをすぐに行い、対策を現段階から検討するよう審査の中で伝えてあります。また、委員会の総意として議長から執行部に対してその旨も伝えてもらうように申し入れてあります。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、質問させていただきたいと思います。

3月17日に観光旅館連盟、両津観光旅館組合、真野湾観光旅館組合、代表3名が新型コロナウイルスの影響による経済対策を要請する陳情が上がっております。市中の状況はといいますと、観光客数は1月、2月におきまして対前年度比で宿泊が11%、立ち寄り施設等は24%、3月、4月の見込みは6割減、8割減という状況になっております。バス乗客におきましては3割減、貸切りバスにおいては8割減というさんざんたる状況であります。この3月17日に上げられた陳情、現場の声、非常に重いものだと思いますが、そのことについて、その対策、その内容についてどのような精査をされたのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） それでは、2回目の質問に答えさせていただきます。

産業建設常任委員会としましては、単に観光だけの今回の陳情、それに関しましては当委員会としては

採択当然させていただいております。また、3月10日に国が緊急対策として第2弾も公表しております。その中には、強力な資金繰り対策として融資制度の拡充を打ち出しておりますし、また雇用調整助成金の特別措置や有給休暇取得支援助成金の創設など、労働者に対しての支援も含まれております。これらの活用により、当面は大枠で対応が可能ではないかというふうに考えておるわけでございます。したがって、執行部のほうにも当委員会から出しておる意見書といたしますか、そちらに関しましては、稲辺議員の質問以上の大枠で当所管の地域振興課、あるいは観光振興課等々、農林水産課も含めて審査報告書の意見として出しております。早急に対応しなければいけないということは、当委員会のほうでも承知しておるわけであります。

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 3回ということなので、最後の質問です。

産業建設常任委員会では、この陳情の重さ、そして島内の現状を把握されたということで、執行部に対して対策を講じるよう意見を出したというご答弁であったと思いますが、この17日の夕方、議会は午前中でありましたが、市長に対して同じ陳情が上げられております。この後翌18日、市長のほうから、2月議会終了後、3月30日に臨時議会を開催し、新型コロナウイルスに対する対応をさせていただきたいというような提案があったわけでありまして、これを受けまして、議長は直ちに各派代表者会議を招集した。メンバー、中川直美副議長、政風会、坂下善英座長、新生クラブ、佐藤孝、政友会、岩崎隆寿、日本共産党、中村良夫、市政会、竹内道廣、国民民主党、近藤和義、公明党、山田伸之、地域政策研究会、祝優雄、この皆さんを招集し、なおかつ市長を出席させ、その旨市長から提案を受けたわけでありまして、この各派代表者会議におきましてどういう議論がなされたか。ある議員は、ばらまきではないか。また、ある議員は、時節柄選挙前に行うのは非常に生臭い、このような発言がされていたわけでありまして、ある議員の発言には拍手までして市長の提案を否とした、こういう議会の流れがあるにもかかわらず、委員会審査報告は、「対応が遅い」、そして「ゴールデンウィークの前でいい」というようなことを意見となされているわけでありまして、市民の声を反映するのが議会の仕事であります。（下線部分は479頁の発言訂正に基づき訂正済）なぜにこの一大事にこのことを\_\_\_\_\_としてしまったのか。（下線部分は479頁の発言取消しに基づき取消し）その後、チラシの中でこの新型コロナウイルス対策はやりますというような矛盾した形、こういうものがあり得るのか。このことについて……

○議長（猪股文彦君） 発言中ですが、委員会審査報告に対する委員長質疑でございますので、各派代表者会議、その他のことについては言及しないように議長から申し上げます。

○8番（稲辺茂樹君） 各派代表者会議での結果、こういうものを踏まえまして、なぜに議会会期を延長もしくは臨時議会を開いて対策をするように産業建設常任委員長のほうから、産業建設常任委員会のほうから声を上げることができなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 渡辺産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） お言葉を返すようではすけれども、私は産業建設常任委員会の中での議論に対してお答えしているのであって、各派代表者会議の質問は当委員会では全く議論しておりませんので、お答えすることはできません。

そして、産業建設常任委員会で議長を通して執行部にも伝えてありますし、国のほうにも出していただ

く意見書、そういうことに関しましては当委員会の所管の部分であって、旅館、ホテル業の陳情、確かにございました。それはそれで、その陳情に対しましては、当委員会の所管ですから、当然全会一致で採択をしております。そして、当委員会の中での委員の意見としましては、今先ほども申し上げましたけれども、国、県が第1弾、第2弾というふうに対策を打ってきております。しかしながら、具体的に中身が、例えば給付金を配るか、あるいは商品券みたいなもので期限付で出したほうがいいかというようなことに関しましては、まだ具体的に決まっておりません。そういうような意味で、国、県の動向を見ながら、連休直前に打てと言っているわけではないです。今のうちに佐渡のそういう業界を全てヒアリングして、一刻も早く、具体的に国、県の対策が出てきた際には、佐渡市として手厚く、まだ足りない部分、盛らなければいけないかもしれません。その準備を少なくとも連休前までにしようという意見でありますので、各派代表者会議のことに関しましてはお答えは当然できません。

以上であります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 議員がどのような見解を持とうが、どのような意見を持とうが、私はそれは勝手だと思いますが、各派代表者会議で全会一致で決まっております。先ほどご発言なされた、前議長会派である政友会も含めて全会一致で採択をしたものを、事実と違うことを言っているというのは、私はこれ極めて議会の権威に関わるものだと思います。座長が2度も異議はないかということで確認をした上で、議会の総意としてやったものを、さっきのような言い方は全く事実と反すると思うので、訂正させるようにお願いします。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 2時13分 休憩

---

午後 2時13分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

ここで、議長より申し上げます。議会運営委員会を開催して今の件を取り上げますが、このまま議事を進めていき、休憩をする場面がありますので、その場面で休憩の間に議会運営委員会を開くようにしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

---

午後 5時30分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

---

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 先ほど議会運営委員会を開催し、議事進行発言について協議しましたので、ご報告します。

私の報告の後、日程追加をお諮りし、発言の取り消しを議題とします。内容は、稲辺茂樹君の産業建設常任委員長に対する質疑における発言の一部を取り消すものであります。その後、発言の訂正について議長から報告します。

報告は以上であります。

---

#### 日程の追加

○議長（猪股文彦君） お諮りします。

この際、発言の取消しを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しを日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

---

#### 追加日程第1 発言の取消し

○議長（猪股文彦君） 追加日程第1、発言の取消しを議題といたします。

先ほどの産業建設常任委員長に対する稲辺茂樹君の質疑においての発言について、議長の要請を了とし、本人からその発言の一部を訂正及び取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。佐渡市議会会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配付した資料のとおり発言の取消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、稲辺茂樹君からの申し出のとおり発言の取消しを許可することに決しました。（当該箇所477頁の下線部）

---

#### 発言の訂正

○議長（猪股文彦君） 次に、発言の訂正についてご報告します。

稲辺茂樹君の発言訂正の件は、お手元に配付した資料のとおり、会議規則第65条の規定により議長において許可いたします。（当該箇所477頁の下線部）

---

○議長（猪股文彦君） 引き続き休憩前の議事を続行いたします。

次に、金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算についてのうち佐渡文化財団補助金に

ついて質疑をいたします。

この文化財団の運営については、昨年の決算審査特別委員会で問題視をされました。今回の委員長報告では、「地方創生推進交付金の目的にふさわしい取組とはなっていない」と指摘をしています。本年度の地方創生推進交付金事業の説明資料を確認すると、「佐渡文化財団を核とした文化芸能資源の活用による経済活性化事業」とのタイトルが示されていますが、今年度の予算は4,284万1,000円。市の職員も2名派遣されていますので、総額でおおよそ5,000万円ほどの事業費が費やされているということになります。私の今議会の一般質問の中で、今年度の実績について問いましたが、担当課長は、「聞き取りした中では達成可能と聞いている」との答弁でした。「現場に入って調査をしたのですか」と問えば、「文化財団役員に来てもらって聞き取りをただけで、成果品は確認していない」という答弁でございました。総務文教常任委員会で今年度の活動についてどのように評価をしたのか、まず説明をお願いいたしたいと思います。

次に、決算審査特別委員会や総務文教常任委員会から厳しい指摘がある中で、かつ市長名で業務改善指導が出されました。残念ながら改善はできていないというふうに私は思いますが、なぜ改善が進まないのか、総務文教常任委員会ではどういう議論があったのか説明をお願いいたします。

3つ目です。この事業は、事業費の半分を国からの交付金で賄っています。事業成果が国へ提出した計画に見合わない場合は、補助金返還などの問題が起こることが想定されますが、総務文教常任委員会での審査の状況を説明をお願いいたします。

4つ目です。事業がうまく進んでいないという現状の中で、なぜ今回も3,700万円余りの大きな予算が計上されたのか。事業を見直してから進むべきと思いますが、担当課はどのように答えたのかを説明をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金田議員の質問にお答えいたします。

3月13日の委員会審査で事業内容や予算の審査をしましたが、事業内容については資料確認をしたところ、前年とほぼ変わりなく、細部については執行部で文化財団への聞き取りも詳細にしていないどころか、きちっとした答弁がもらえませんでした。それと、予算についても、人件費の内訳で事業費と運営費のどちらにも人件費が入っていて、説明を求めましたが、明快な答弁はなされませんでした。よって、18日に再度審査をするので、確認して報告をするように疑義案件を持ち帰ってもらいました。

次に、2番目の業務改善指導でございますが、業務改善指導が市長から出されて、文化財団から3回にわたり業務改善の報告がありましたが、委員からは、「本当にできるのか」、「文化財団でやれる仕事なのか」、「あのスタッフ体制ではなかなか事業ができないのではないか」という意見が多く出され、やはり設立時点での計画に無理があったのではないかと当委員会では指摘をしたところであります。

3番目の補助金返還の問題についてであります。これについては18日に議論をしました。確実にPDCAのプロセスを踏んで行えばこんなことにまではならなかったのではないかとということでもあります。これにつきましては、KPIの達成状況等、これは基本目標ですけれども、国に報告をし、そして検証の上、次年度以降の交付に反映するということになっておりますが、今後は国との協議であるため、それこそ事情を説明し、判断を仰がなければならないのではないかと意見が出ました。それによつては返還可否

かが決まるのではないかとこの当委員会としての見方であります。

4 番目、今回多額の予算計上をしておりますが、事業見直しをすべきとの意見が委員の皆さんから出され、担当課からははっきりした回答は頂けず、この件につきましてもお持ち帰り、18日に報告するようにという結論に達しております。一応当委員会の中ではそういう内容であります。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 私、文化財団のホームページ等を見て、どういうことが行われているのか調べましたが、昨年度空撮等で撮影された社寺建築アーカイブの動画に簡単な説明がつけられていたとか、あるいははやぶきのレポート、あるいは4回の伝統芸能学習会、楽器の貸出し事業などは見つけれましたが、今年度の事業計画にある伝統芸能アーカイブ発信ですとか、芸能プロモーション動画の制作と発信ですとか、宮大工三流派の究明の運営母体設立ですとか、伝統工芸PRアーカイブ作成ですとか、文化財団の広報を作成するというものは見つけれませんでした。多分できていなかったと思うのですが、補助金を使っているんで、この文化財団以外の多くの団体がもっと小さな金額、あるいは低率な補助金でもその要綱を守って頑張って取り組んでいる中で、補助金を頂きながらその事業ができていないというのは、私はちょっと問題が大きいというふうに思っていますが、そのあたりはどういう議論であったのか説明をお願いします。

それから、人件費、報酬について、この文化財団の専務理事の報酬がかなり高いのではないかという議論も以前からありますが、この文化財団の報酬とその他の佐渡市の外郭団体の専務理事との報酬の比較というのはどういうふうになっているのか説明をお願いしたいですし、来年以降の役員体制について、何か改革案みたいなのは示されたのか、説明をお願いしたいと思います。

全体として、私も残念ながら地方創生推進交付金があるのでというふうな、文化財団の方向性がうまくいっていない原因ではないと思いますが、総務文教常任委員会としてはどのような総括だったのか説明を頂きたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、2回目の金田議員の質問にお答えいたします。

当委員会としましては、補助金の消化のための事業であってはならないという指摘をし、修正理由でも述べましたとおり、組織体制の刷新や実行可能な事業計画への見直しが必要と指摘をしています。中には、強行に解散すべきではないかとの意見も出されました。役員体制の改革案は、18日に提出をされました。18日に提出されました資料で、なぜ組織体制の変更を行うのかというところでちょっと読ませていただきますが、「常勤理事の業務が多岐にわたるため、業務量の多さから寄附等の営業活動ができていませんでした。また、他にやるべき業務である事業の推進及び管理運営、市との連絡調整等の業務が思いどおりに進みませんでした」と。「この問題点等を改善するために常勤理事を現行の1名から2名体制とすることを提案します。このことにより現状の問題点の改善、派遣職員の撤退につなげ、財団の早期自立を促します」と、こういう内容でございます。そして、「報酬につきましては1人あたり月10万円を減額し、スポーツ協会の理事と同額とします」ということでありますし、「理事及び職員の採用は全て公募とし、選考の透明性を確保することについては評議委員会でも承認されております。なお、臨時職員につきましては、

事業の必要性に応じ臨時的に採用しているため、定数としてカウントはしておりません」ということであります。

組織ですが、令和元年度と令和２年度、来年度の大きな違いというのは、まず事務局の人数です。事務局８名は同じです。常勤、正規職員が令和元年度は３人、令和２年度は４人で、その中、令和元年度は専務、正規職員２人という体制で、臨時職員が３名、プラス市から派遣が２名という内容になっております。令和２年度につきましては、専務と常務、そして正規職員２名、臨時職員は３名で変わりませんが、市派遣職員は１名という内容になっております。

役員報酬、令和元年度は４８０万円でしたが、令和２年度は専務、常務、１０万円ずつ減らしても４０万円。令和元年度は専務１人、４０万円もらっておりましたので、それが１０万円減って３０万円ということになります。これの１２か月で２名分ということになりますから、７２０万円。令和元年度より令和２年度は２４０万円多くなっております。３年目には自立してやりなさいということでこの文化財団はできておりますが、なかなか自立はできないのではないかというふうに、当委員会では確認をしております。

そして、ここに収支計画と事業の展望という資料も頂きました。３年計画、これは地方創生推進交付金対象期間の３年、令和２年度まででありますし、その後の５年計画ということで、令和３年度からは補助金はなくなります。そして、令和６年に公益法人化をするということですが、どう考えても現在の状況では、４年目に補助金がなくなれば自主財源はなかなか難しいということで、ちょっとおかしいのではないかという当委員会での皆さんの意見であります。

総括ですけれども、当委員会での総括としては、文化財団からの聞き取りとして、「文化的コンテンツで稼ぐこと、文化プログラムをつくることは困難であると認識している」との答弁が文化財団からはありました。また、収支計画、これについても先ほどお話ししましたが、４年目からの地方創生推進交付金が無くなった場合には、これはなかなか市からその分を補助金として出すというわけにはいかないだろうということで、文化財団でなくても４年目は、それこそ佐渡学センターが委託をしたり、各公民館で行われる事業であるため、国と協議をし、解散も含めて早急に結論を出すべきとの当委員会の見解でありました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 次に、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 新年度予算でありますので、市民厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

通告してあるとおりなのですが、未策定ではありますが、合併して１５年後、これからどういった佐渡市をつくるのかということで、第２次佐渡市将来ビジョンも示され、未策定ではありますが、安心して暮らせる社会ということで、地域包括ケアシステムの問題などが大きな柱となっているわけであります。また、現実的にも高齢者も多くて、深刻な問題が極めて多い佐渡市ですから、どうなのかというのが全体の設問です。具体的に言いますと、介護保険との関わりもありますが、第７期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画はこの年度で終わります。そして、次期の第８期の計画を立てなければいけないわけなのですが、そういう意味で言うと、特に市民厚生常任委員長あたりは計画ということを将来ビジョンでも大変厳しく言うておりますから、計画をやっぱりしっかりつくることが私は大事だと思うわけでありまして、そういう点で現実問題も入れてなっているのかというのが１点目です。

2点目、これも非常に似ているのですが、この前の第6期の計画では、地域包括ケアシステム、ざっくり言えば高齢者になっても誰でも安心して暮らせる、介護状態になっても安心して暮らせる地域をつくり出すというものの充実の年度でした。そして、今年度はそれをさらに深めるという計画です。でも、私から言うと、全くどっちもできていないというふうに思うわけでありまして、その辺どうなのか。先ほどの計画との関係もありますが、この間市民厚生常任委員会では、介護保険だけではなくて市の施策、つまり一般会計の施策と全体を併せて高齢者に対応すべきだというような方向だったと思うのですが、これがとりわけ第7期の介護保険事業計画、佐渡市の高齢者保健福祉計画の最終年度にふさわしい予算となっているのかということをお尋ねしたいということでございます。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、荒井眞理さん。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 議員の懸念される介護保険や後期高齢者医療の負担が増えるなど、高齢福祉医療の後退は当委員会でも懸念しているところであります。一般会計との関連で介護保険どうなっているのかとかというご質問ですが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第7期に照らしての審査を特にはしておりません。次の地域包括ケアシステムの第8期計画、最終年としてふさわしい予算かどうかと、そのような観点では特段の評価は市民厚生常任委員会としては行っておりませんが、現在島内には認知症の方が3,500人おられます。全般に介護保険を圧迫しないためにも、その方々の数を増やさないと、様々な取組そのものはこの計画にのっとって粛々と進んでいるということは審査の中で確認いたしました。予算立てについては、今年度の実績と現状に基づいた予算立てです。一般会計予算の中にありますけれども、介護保険料の負担軽減のために国、県が今回は低所得者保険料軽減負担などで大幅な交付金を出しているということは確認いたしました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で、中川直美君の質疑を終了いたします。

次に、上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○7番（上杉育子君） それでは、通告してありますので、市民厚生常任委員長のほうに質問させていただきます。

温泉の運営費に施設改修工事費が本年度も2,293万8,000円計上されておりますが、昨年12月の補正予算で新穂潟上温泉の修繕も行われています。本年度においてこの2,293万8,000円、これはどこの施設でどのような改修が行われるための予算なのかをまずお聞かせください。

それと、「温泉施設に対する方針に一貫性が見られない」と意見がついておりますが、この件に関しては幾度も指摘されている内容と私は認識しています。決算審査特別委員会の報告のところにも、「温泉の在り方を明確にすることを強く求める」という意見もついておりました。市民厚生常任委員会のほうでは、その点についてどのような審査をされたのか、また本年度は何かある程度の方向性が出されているのかをお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 今ほどの議員のご質問ですが、確かに約2,300万円近くの施設改修工事は一見大きな予算数字に見えるのですが、内容は4つの施設、羽茂、畑野、新穂、そして佐和田の佐渡市が現在持っている施設にわたっております。金額が最も大きいものは羽茂、クアテルメ佐渡の地下タンクが設置から33年たっており、その改修で319万円。次に、畑野温泉松泉閣の253万円で、高齢者の利用に合わせてトイレを洋式に替える。ほかにも利用者のサービス向上のために、古くなった畳や床の修繕として167万円などの計上がありました。この積算、約2,300万円の対象工事は21件あります。傾向としては、修繕工事が最も多くて18件です。中でもポンプの故障、誤作動、亀裂、水漏れといった問題が7件もあり、ほかにも同じように経年劣化によるものでした。これら4つの施設の工事の積み上げが2,293万円となっていました。

次に、温泉施設に対する方針に一貫性がないということですが、当委員会も3年間にわたってこの点は再三再四執行部に一貫性を持たせることを要請してきたものでありますが、さきの決算審査特別委員会で平成30年度の決算について審査してきた中で、温泉活性化協議会のかんりの事業費が観光振興目的に注がれていたこの部分を、この協議会ではなく観光担当部署が展開すべき事業だと指摘をしたところでした。その指摘によって新年度予算においては観光要素はDMOが担当することと改善されていました。また、決算審査で議会が指摘したこととして、温泉のためのふるさと寄附金の使い方というのがありました。平成30年度は、ハード物の改修などに限るとしていましたが、寄附者の思いを酌んで温泉活性化のために使うべきであると指摘したことからか、燃料費補助や20万円未満の修繕に充てる予算が各施設100万円ずつ割り振られました。この点は改善の一つと見ています。ただし、対象施設は佐渡市が無償貸付けしている3つの温泉施設に限られているというところは限定的であります。もう一点の改善点は、3年前に温泉活性化協議会立ち上げるとしたときに、それまでに取り組まれてきた温泉利用の活性化を図る事業を廃止し、その代わりにインセンティブのある事業に補助金を出すとして廃止されたものが幾つかありましたが、市民厚生常任委員会ではインセンティブよりも市民の健康のための入浴施設の利用向上を図るべきだと主張し続けてきました。この新年度には、新たに65歳以上の市民を対象に入浴料金の割引支援が盛り込まれ、健康増進のための改善がようやく図られました。なお、今年度から来年度にかけて1年間、入浴施設のあり方検討会が設置されていますので、大きい枠での温泉の在り方の改善策はそこで議論されることと思います。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○7番（上杉育子君） 温泉施設の改修というのが様々な数で今回対象になっているということなのですが、温泉施設に限らず施設改修工事というのが至るところで出てくると私は考えております。そういう点においても、今後の更新、改修等に対しての計画とか見通し等々は伺って審査されているのか。それとあと、入浴施設のあり方検討会というのが1年間ぐらいあったそうなのですが、この検討会において検討された内容等々、それからあとは温泉活性化協議会との絡みとといいますか、連携というか、その辺のところはどのように審査されているのか伺います。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 前段の今後の改修の計画を聞いているかということですが、ここに

については聞いておりません。

そして、2つ目のこの入浴施設のあり方検討会の役割と、それから温泉活性化協議会との関係ですが、これ今回ではなくて入浴施設のあり方検討会を立ち上げるに当たり予算を組むという議案があったときに、この中に温泉活性化協議会のメンバーが入るとちょっとひいきになったり、いろいろ客観性がなくなるということで、入らないほうがいいのではないかとか、いや、入ったほうがいいのではないかというようなことは議論はいたしました。入浴施設のあり方検討会と温泉活性化協議会が直接協議する性質のものではないという理解をしております。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○7番（上杉育子君） ちょっと聞き忘れたので。では、ビジョンを策定されるということですが、それはいつまでというようなお話は聞かれているのか、それを最後の質問にさせてください。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 今回の審査の中では聞いておりませんが、この入浴施設のあり方検討会を立ち上げるといったときに、夏までをめぐりにこの入浴施設のあり方検討会を持たせるということでしたので、その後になるのではないかと思います。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第26号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算についての修正案に対する討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 中川直美です。修正案に対する賛成討論をいたします。

修正案は、お手元にお配りをしてあるとおり、当年度予算から文化財団の運営費の補助金3,707万4,000円を削除するというものであります。

幾つか理由を言います。総務文教常任委員会の報告にもあるように、「文化財団そのものを否定するものではないが、地方創生推進交付金の目的にふさわしい取組となっていない」ということであります。4点述べさせていただきます。この地方創生推進交付金は、補助金の適正化法に関わるものであります。ここに持っておりますが、地方創生推進交付金制度要綱というものがありますが、ここに明確にそのことが書かれており、いろいろな縛りがかかっております。つまり補助金に適さないような事業と分かっていて認めるわけにはいかないということでもあります。では、先ほちょっと質疑の中でもありましたが、これ当年度予算にのらないと補助金全部返還しなければならないのか。決してそんなことはありません。私はここに地方創生推進交付金に関するQ&Aというものを持っております。ここで幾つかご紹介をいたします。例えば実施計画の変更等について、3－6のQ&Aですが、「交付決定後にあっては推進交付金担当に相談した上で実施計画の軽微な変更は認められる。ただし、事業実施」云々。次、「KPIによる事業結果はどのような体制でどのように分析をするか」。いろいろあるのですが、「議会による検証についても行われることが望ましい」。3－18というところで似たようなことがあります。申請の段階ですが、つまり議会の予算議決を得る必要があるが、議会の承認は得ただけけれども、予算は上げないのだけれども、どうかということに対して、それについて、それもありですよというのが出ております。ですから、当年度予

算にのっていないからどうのこうのという話ではない。先ほど総務文教常任委員長も言いましたが、こんなものは内閣府の担当にここに書いてあるとおり聞いてみたらいいのです。先ほどの質疑の中にもありましたが、3年間やって解散すればいいではないかというのは、これはまさに補助金詐欺ですよ、補助金適化法ですから。そういうこともできません。ですから、今残り1年のこのときにしっかり組み直して、少しでも補助金詐欺にならないようなやり方をすべきだというのが、立場は違いますが、総務文教常任委員会の私は総意だというふうに思っています。

2つ目、なぜ問題かといいますと、この間、先ほども言われましたが、決算審査特別委員会でも総務文教常任委員会でも、また多くの議員も取り上げていますが、文化財団の設立の負担準備金300%、1,600万円あって500万円しか使っていないのをやるというような問題や、この補助金だけは10分の10であるとか、いろいろなことで成り立っているということでもあります。先ほどもありましたが、11月26日、つまり11月の頭には市もこの問題を認知をしていて、この間一切何もやってこなかったというのが私は実態だと思います。こういったことで言うならば、こういった問題があれば議会がしっかり介錯してやるべきだというのが私の考えです。

3つ目、この間言ったことにも通用するのですが、今言ったようにもともとの地方創生の計画に反したようなやり方、市の内部の規則にも反したようなやり方、これを分かっているのに認めるわけにはいかないということでもあります。先ほどもありましたが、3年後に到底自立できませんから、来年度は補助金ありますが、補助金切れたら3,000万円ずつまたやらなくてはという話になってしまうのです。つまり分かりやすくざっくり言うと、温泉1つ造ってしまったみたいな話なのです、毎年赤字が出て3,000万円、3,000万円ということを言いたいと思います。

最後に、これは言ってもいいでしょう。前副市長であった方が文化財団について、文化財団の出直しの見直しを行うべきだと明確に言っています。この方は、当時副市長として決裁印を押した人です。7月2日に立ち上げて、20日に変えたときも決裁印押しているのです。その方がこう言っている。この方は、市から派遣をされた評議員でありました。今回総務文教常任委員会で「いるのか」と言ったら、「辞めていない」という話であります。こういった状況を議会として私は認めるわけにはいかないのではないかな。3年間で1億2,600万円、このお金があればいろいろなことができます。文化財団否定するものではないです。佐渡では、能をやっている方がいたり、民謡とかいろいろなものやっている方がいます。こういった方を支える予算のほうが私はずっといいのではないかな、こんなふうに思っています。

我々はこれで議員の任期終わりますが、私はこんなふうに思っています。3年間無駄な予算1,300万円近く認める議会なのか、それとも間違ったものは間違ったとってきっぱり判断できる議会なのか、このことが今求められているということを強く述べて、討論いたします。

○議長（猪股文彦君） 議案第26号の修正案についての討論を終結いたします。

これより議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第26号の原案についての討論に入ります。

祝優雄君の反対討論を許します。

祝優雄君。

〔18番 祝 優雄君登壇〕

○18番（祝 優雄君） 議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

今世紀最大の緊急事態、武漢市の新型コロナウイルスを発生源とする世界的な経済恐慌と佐渡市の経済政策の失敗が重なり、島民の生活、地域経済が危機的状況にあるにもかかわらず、救済策が盛り込まれていない新年度予算に市民は怒りを乗り越してあきれ返っている。予算説明では、今までの継続事業を中心に予算を組み立てたと言い、状況分析と現状把握が全くできていない。危機管理能力がない。政治音痴で情勢分析ができていない。指導力がない。行政が分からない。行政に関わる適性、能力もない。ないない尽くしの予算と言わなければならない。この予算を見て思うのは、予算編成の根幹が分かっていないということ。4年間を象徴するような欠陥予算で、市民に土下座をして謝って済まされるようなものではない。お粗末過ぎの予算である。佐渡市の根幹、10年後のあるべき姿を示す、自治体の憲法と言うべき基本構想、将来ビジョンがない。将来ビジョンは、自治体の進むべき方向を定めたもので、佐渡市では義務的行為になっている。期限までに議会提案もなく、もちろん議決もない中で新年度予算が編成されており、自治事務の最高責任者としてお粗末では済まされない所業である。議会も将来ビジョンを、自治体の義務的行為として自ら条例で定めながらこの予算を認めたとしたら、議員自ら議決行為を否定することにもなる。一方、今まで臨時職員と言われていた方々が何名いたのか。臨時職員の賃金が物件費に含まれていたことさえ知らないと答弁するに至っては、あきれ物と言えない。来年度から臨時職員が会計年度任用職員として人件費に計上されることになり、現在佐渡市の正規職員は1,138名。今後は、今までの臨時職員を含めた2,665人が人件費として計上される。人件費が予算総額の18.2%を占め、人件費率が突出しており、市民の20人に1人が佐渡市役所で働いていることになる。これでは市民が要望する投資的経費、普通建設事業費をはるかに超えており、類似団体と比べても類を見ない、効率の悪い自治体運営であり、この4年間効率のよい行政運営と言いながら、臨時職員を隠れみのに時代に逆行した職員増員は目に余るものがある。市長が言い続けた市民中心の行政とはほど遠い自治体運営と言わなければならない。佐渡市の10年後の予算規模、46億円減少、地方交付税が19億円減少、市税が6億円以上減少、人口が1万2,000人以上減少との予測を示しながら、職員削減の具体策も示されていない。今世紀最大の経済恐慌で地元経済が危機的状況にあるにもかかわらず、救済策が盛り込まれていない新年度予算を認めることはできません。対応策としては、最低限の予算に組み替え、国の経済対策に即対応できる、過去に例を見ない具体的な経済策を盛り込んだ大型予算編成にすることを提案し、新年度予算に反対の討論とします。皆様のご賛同をお願いをいたします。

○議長（猪股文彦君） 次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔21番 中川直美君登壇〕

○21番（中川直美君） 反対討論を行います。

4点について簡単に言います。1つは、先ほども市民厚生常任委員長質疑でやりましたが、将来ビジョンと今後の高齢化対策の問題です。これは、どなたが市長になっても、どなたが議員になっても、切実で深刻な課題ですから、やっぱりしっかり私は予算を盛っていくべきだったというふうに思います。確かに社会福祉協議会への補助金などきちんと増額しているなどというものもありますが、全体として仕掛けをつくらないと本当に深刻だなというふうに思っています。その点では極めて弱いのかなというふうに思います。

2点目、先ほども討論の中でお話がありましたが、会計年度の任用職員との関係であります。同一労働、同一賃金ということであります。これが基本です。もちろん議員の中からも指摘があり、ボーナスの問題、国基準の問題、いろいろありますが、私はこの間何度も指摘をしてきましたが、しっかりと仕事を仕分けをするとともに、上げるべきものを上げる。例えば図書館などというのは、正規職員は1人、2人いるけれども、あとは圧倒的に非正規職員というのはやっぱり問題だろうと、こんなふうに思っています。その部分ではきっちり仕分けをして、同一労働、同一賃金、公務の労働をしっかり果たすという体制になっているとは思えません。

3点目、先ほども言いましたが、補助金の問題であります。三浦市政では過去のビッグフィッシャーの問題など補助金への厳しい姿勢を取ってまいりました。ところが、今回は修正はされましたが、文化財団の問題などを見ると非常にアンバランスだと思っています。このことは、過去にも指摘をしてまいりましたが、例えば今年の春は春高バレーで高校生が本土に行くようなことがありましたが、中学校の部活の遠征費は補助金の規律だということで2分の1にしたままで復活をしていないという、これは復活をさせるべきだ、そのことを強く言っておきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルスと地域経済との関係でございます。今マスコミを見ても、テレビを見ても、新型コロナウイルスの問題、多くの人が困っている、心配になっている、こういった状況ですから、私はこういったものをいろいろな政治の道具にしてはいけないなというふうに思っているところですが、昨日私のところにこんなチラシが入ってまいりまして、何か経済対策についてこの議員たちが反対したということなのですが、先ほどもちょっとありましたが、全会一致ですから、本来ならばここに全員が載っていないといけないと。線を引いてある方はそのときの座長で、一生懸命頑張った方ですから、線を引くのは何かかわいそうだなと。なぜこれを取り上げるかという、新型コロナウイルスで本当に心配しているさなかですから、事実に基づいた報道というのか、チラシというのか、必要だなということを述べておきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス対策については、この間もありましたが、多くの議員が一般質問等で取り上げましたが、市長は国や県の予算が五月雨式に出てきているので、それに基づいて対応するということでした。12日には、猪股議長が経済対策要るのではないかとということで、竹内元議長は来ませんでした。歴代議長を呼んで、やっぱり要るのではないかとということで、市長に申入れしなければいけない、こんなふうに言って、議長は申入れに行き帰ってきました。私は、その答えを聞きましたが、そのとき議長は、「全然やる気ないな」、こんなふうに言っていたものであります。ところが、先ほどもありましたように、17日の陳情やいろいろなもの、誰が仕組んだか分かりませんが、そういうものが流れて18日の各派代表者会議

になったということでもあります。このほか、3月17日には、これは県の経済対策です。現時点では国も含めていろいろなものが出ていますから、当時の各派代表者会議で言うならば、こういったものにしっかり上乗せをしていくとか、隙間を埋めるとかということやっていくのがやっぱり妥当ではないかと。これは、会議録にもありますが、ここに来て、うわさだと何か花咲かじいさんと言った議員もいましたが、「融資ではなく直接補填だ、現金給付だ」というような話。非常に難しい話。現時点で言うならば、国や県もそういう流れは非常に難しくなっておりますということです。今新型コロナウイルスの関係で、地域経済、多くの方が心配と不安がありますから、こういったものにもしっかりと対応していくべきだということを強く述べて、討論といたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

以上で議案第26号の修正議決した部分を除く原案に対する討論を終結いたします。

これより先ほど修正議決した部分を除く議案第26号の原案についての採決に入ります。

採決は起立により行います。

議案第26号の修正議決した部分を除くその他の部分について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、議案第26号の修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

ただいま議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算についてが修正議決されましたので、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号についての条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま議決いたしました議案第26号を除く総務文教常任委員会付託の案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

荒井市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 荒井真理君登壇〕

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 市民厚生常任委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告いたします。

議案第5号 佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人に限定した欠格条項について所要の改正を行うため、佐渡市印鑑条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木地区の民間診療所が休止したことに伴い、同地区の医療供給体制を維持するために必要な診療所を新たに設置するため、佐渡市診療所条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正において、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予についての規定及び償還免除の対象範囲の拡大等の措置が講じられたことに伴う所要の改正を行うため、佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者の拡大及び資格要件の緩和を図るため、佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、吉井、水津及び月布施の郵便局に取り扱わせている戸籍謄抄本等の証明書の発行事務について、その期限を1年間延長し、その後双方において協定解除の意思表示がない場合はさらに期限を1年間延長し、以後も同様とすることについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。今後の遠隔地の行政サービスの在り方として、安定的に提供できる体制となっているのかの懸念がある。よって、継続的に遠隔地の行政サービスが提供できる改善策を積極的に検討されたい。

議案第27号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億6,200万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億6,800万円、率にして2.7%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,320万円とするもので、前年度当初予算と比較して5,900万円、率にして7.7%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億2,360万円とするもので、前年度当初予算と比較して2億1,600万円、率にして2.5%の増となるものであります。主な内容は、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,610万円とするもので、前年度当初予算と比較して520万円、率にして1.1%の増となるものであります。主な内容は、歌代の里への施設入所及び短期入所等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,610万円とするもので、前年度当初予算と比較して5,450万円、率にして9.4%の増となるものであります。主な内容は、すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 令和2年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では、収入の予定額を15億729万3,000円、支出の予定額を19億5,617万9,000円とし、資本的収支では、収入の予定額を1億5,623万8,000円、支出の予定額を4,095万6,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するための費用を計上するほか、新両津病院建設の基本設計等に係る人件費及び委託料を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。新両津病院の建設は、市民からの期待が大きい事業である。今回この新両津病院建設に係る基本設計業務委託料等として6,945万円が計上されている。これは、平成30年度、平成31年度と続けて計上されながら、未執行により当年度の3月議会で減額修正されてきたものである。新病院の建設費については、執行部が以前から説明してきた財源の裏づけがいまだ確定していない。また、将来収支についても、患者数の減少や収支の悪化によって現状は予測より既に悪化しており、大きな懸念となっている。また、平成28年に示された佐渡市医療構想と現状とは既に乖離が生じていることを受け止め、佐渡市内の医療体制の中で両津病院が果たすべき使命と規模などを再検証すべきである。まず、基本設計等支援業務委託による調査を早急に行い、市民が頼れる公立病院としての在り方、そして信頼できる病院収支計画及び起債償還計画を議会に提示し、理解を求めるべきである。よって、基本設計業務委託料、地形・用地測量委託料及び地質調査業務委託料については、議会との協議の上、了承を得るまでは執行しないことを強く求める。

請願第1号 基礎年金の改善を求める意見書採択の請願。本請願は、金融庁の金融審議会が報告した「老後に約2,000万円の資産が必要」との報道に端を発し、高齢者は生活不安を、若い世代は将来不安を抱えることとなり、公的年金制度の脆弱性が明らかとなったが、その要因はマクロ経済スライドによって年金の給付水準を自動的に調整する仕組みにあり、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、

高齢者も若者も安心して老後を暮らせるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

陳情第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情。本陳情は、厚生労働省が「再編、統合について特に議論が必要」として、新潟県内22病院を含む全国424病院をリストアップして病院名の公表を行ったが、この要請は地域や病院の実情と現状を一切勘案することなく、画一的な基準で再検討を求めるものであり、この要請に基づいて再編、統合が進むことになれば、医療を必要とする地域住民が安全で質の高い医療を受けることができなくなり、さらには医療従事者の不安が増大し、離職や退職を加速させ、新規採用を困難にすることは明白であることから、次の事項の実現を求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。

陳情事項。1、厚生労働省が公表した新潟県内22病院を含む全国424病院のリストと再検証の要請を白紙撤回すること。

2、新潟県内22病院を含む全ての新潟県内の医療機関を存続させ、一層充実させること及び医師、看護師等の確保を進め、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強化すること。また、その実現のための財政措置等の支援を行うこと。

審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第8号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 本会議の上程のときにも聞いたものですから、ぜひその辺がどうなっているのかお尋ねをしたいということでもあります。言うまでもありませんが、学童保育、放課後の子供たちです。子供の保育もそうなのだけれども、親が忙しい間見ていればいだけだろうというようなのがいまだに強く残っています。私は、決してそういうものではないだろうと。子供の人生は保育園、幼稚園の砂場からというのがありますが、学童保育が法制化されたのは1997年。そして、2015年には従うべき基準として放課後児童支援員の資格要件と配置要件が定められたのは言うまでもありません。ところが、これを緩和しようということなわけです。つまり現行基準はあくまでも参考基準にして、市町村は資格がなくても、経験がなくても、例えば1教室当たり2人というのが1人でもいいという、こういうふうに緩められたというのはご承知のとおりで、全国の学童保育連絡協議会あたりでも非常に問題だというふうに言われておりますが、その辺は問題ないのか。上程でも言いましたが、佐渡市の条例では、第4条、第8条、第10条の保育要件の資格で、放課後児童については常にその設備の向上、運営の向上をさせなければならないということになっていますから、これは後退になるのではないかということですが、どのようになっているのかお尋ねをしたいということでございます。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 当委員会でも同じような懸念をいたしまして審査を行いました。これは、先ほど議員がおっしゃられましたように、国の基準が従うべき基準から参酌すべき基準となり、自治体が地域の実情に応じてそれぞれ異なる内容を条例で定めることは可能ということになりました。放課後児童支援員ですが、みなし支援員も含むということで、このみなし支援員がどのような方々を要件とするのかということで聞きましたところ、保育士資格あるいは教員免許を持っている者という説明がありました。なお、年4回の研修については、旅費は全額支給するということです。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 質問を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 例えば早稲田大学名誉教授の増山均氏という学童保育に詳しい方が言っているので、私分からぬもので、「異なる年齢の児童たちが安心して過ごすには、専門性の高い複数の職員が必要だ」と、「基準緩和は児童の目線に立っていない」ということを言っています。私そのとおりだと思うのですが、そこで今みなし指導員というお話もあったのですが、やっぱりこういった問題は専門性を高めなければいけないと思いますから、本来これは会計年度の任用職員でなくて正規の職員であるべきだと思うのですが、その辺はどういうふうになっていますか。さきの12月議会で、令和元年6月1日現在では放課後児童指導員の資格ありが31人、資格なしが12人で43人ということの報告だったというふうにと思いますが、その辺はどんなふうになっているのか教えていただきたい。

それで、放課後児童健全育成事業等実施要綱の中では指導員については業務が4つ定められております。この4つというのは、単純に見ればいいということだけでなく、専門性が高く経験値も要る仕事なのではないかな、1年限りの契約ではなくて。その辺は、佐渡市の状況を見ると必要だと思うのですが、どんな状況でしょうか。

○議長（猪股文彦君） 荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 質についてですけれども、一応資格持ちの方々というところで枠は確保されていると認識いたしました。また、研修も行うということです。立場ですけれども、全員を正規職員にするのかどうなのかというところは、私どもは特段要望はしませんでしたけれども、今年度の例えば26名のうち会計年度任用職員は7名がそこに当たるということになっています。この方々について、来年度以降また増やしていきますが、いずれにしても全員を受講修了させるということで、質の担保というところは最低限していくのだということですが、私どもはそれ以上の質の担保については、この条例の制定についての質疑は深めておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第8号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第8号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） これは、通告をしてあるとおりであります。

まず1つは、「適切な医療の提供を行うための保険給付費」とはどのようなことを指しているのか。多分新型コロナウイルス、いろいろなこともあるので、何かいろいろなことを込めた言葉なのだろうなということでしたので、ずばり聞きました。医療を受ける受給権の関係での保険給付というのなら分かるのですが、医療を提供する側の給付費という表現なので、どういうことなのかということをお尋ねしたい。

2つ目、言うまでもありませんが、6月になって加入者の所得状況が決まって、本算定になるのですが、現時点では国民健康保険税そのものは若干下がっておりますが、1人当たりの国民健康保険税、1世帯当たりの国民健康保険税額は一体どの程度になるのかお尋ねをしたい。

3つ目、新型コロナウイルスの関連で、例えば糖尿病の方がかかると何か死亡しやすいだとか、ぜんそく持ちの方が死亡しやすいとか、いろいろなことが言われているわけですが、こういう情勢下でありますから、事実上無保険の資格証明書六十数名という一般質問でのお話でしたが、対応する、対応するということでしたが、国の対応だけです。新型コロナウイルスにかかって、診るときは資格証明書でなくていいですよという話であって、そうではなくて、高齢者が多いところですから、もともとそういう持病を持っている方も前もって関わっておく、健康にしておくということが新型コロナウイルスの予防には私必要だと思うのです。そういう意味で言うと、事実上保険のない資格証明書の方や短期被保険者証はどういう状況だったのか、何世帯か教えてください。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 適切な医療の提供を行うための保険給付費がどのようなことを指しているかということですが、これは今回の新型コロナウイルス関係で出てきたものではなく、三、四年前から出てきているものであります。新しいものではありません。意味は、適切な医療の提供を行うための保険給付費という言葉のとおりであります。一般的には医療が提供される際の公平性や費用などの妥当性などのために、患者や家族へのインフォームド・コンセントを担保したりなどということを行っておりますが、事業について専門的に説明することは当委員会の範疇を超えますので、控えます。

次ですが、被保険者の所得は、決まっていないのですが、国民健康保険税の額は幾らかということですが、今年度の本算定時に8万1,093円だったものが、およその見込みで8万1,259円、166円アップではないかという数字は示されています。

それから、新型コロナウイルス関係で、基礎疾患のある方が新型コロナウイルスに感染すると重症化す

るということは認識しておりますが、躊躇することなく医療を早期に受けられることは重要です。その上で、資格証明書、短期被保険者証を何世帯の人が持っているかということですが、その数については当委員会では把握しておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 私も分からないものですから、1番の「適切な医療の提供を行うための保険給付費」というのをインターネットで検索をしてみました。大体出てくるのは病院の関係です。病院の関係で出てくる。これは、つまり保険者のほうの概念ではなくて、違うのかな。3年前からということで私も調べてみたら、この前の市民厚生常任委員長は駒形議員かな、あたりから同じのがあったのだなというのは分かりましたけれども、やはりこういったことに厳しい荒井委員長ですから、ぜひ今後適正に直していただきたいなというふうに思います。

2つ目、もう県の広域化になっていますから、県が佐渡市に幾らよこせというのはほぼ決まっているわけですよ。だから、例えば昨年に合わせても、被保険者数やいろいろなことによって違いますが、それによって昨年と比べてどうなるか。今新型コロナウイルスやいろいろなことを言われていますから、この後国民健康保険税の大幅な減額の問題やいろいろな問題が当然出てくるとは思いますが、そういう意味でも、本算定の方角を示すのがこの新年度予算ですから、百幾らアップということだから、審査していないと言われればそれまでですが、どうなのか一応聞いております。

3つ目、これもまさに新型コロナウイルスの関係です。私の一般質問の答弁で、新型インフルエンザのように短期被保険者証の対応をするかと思ったら、いや、そうではなくて、国が言っているとおり新型コロナウイルスの関係だったらかかっていいですよ、糖尿病自体ではくれないというのがホームページに出ているのです。だから、言いましたが、資格証明書、つまり国民健康保険税が払えないぐらいの人が六十数名、この前の話ですから、そういう方というのは残念ながら医療にもかかりにくいのです。だからこそ私はここは、この後国もやるのだろうけれども、資格証明書はやっぱりやめるべきだ。例えば横浜市でもやめましたし、新潟県の加茂市ではずっと前からやめています。先ほど1番目との関係で言うのならば、医療を受ける権利を私は奪うべきではないと思うのですが、審査はしていないと思いますが、市民厚生常任委員長の見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 議員の情熱的なご意見はお聞きいただきましたが、私は次の市民厚生常任委員会の委員長ではございませんので、責任ある答弁をすることはできません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第27号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第27号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 通告用紙がどこかに行ったものですから……

〔「やめてもいい。取り下げれば」と呼ぶ者あり〕

○21番（中川直美君） それでは、取り下げないで今回やります。

通告が見当たらないのですが、多分こういうことを通告したと思います。1つは、後期高齢者、75歳以上の高齢者の医療制度なのです。実質年金とかがどんどん下がり出している中で、今年度大幅に上げられるわけですよ。これは、私は看過できないというふうに思うのです。値上げ幅等はどうなっているのか。

2つ目、75歳以上が対象であって、非常に複雑な制度でありまして、均等割の軽減がその年度によって変わるのです、ご承知だと思いますが。今年度は7割、7.75割、5割、2割、何か複雑になっているのですが、これがきちんと対応できているのかということをお尋ねをいたしたい。

ちなみに、平成30年度の決算では、後期高齢者の滞納、2018年では350件あって172万6,000円ということですよ。実数でいいますと137人で、364万1,843円が払われていない。国民健康保険税と同じようにこれ払えないと保険証を取り上げられて医療を受ける権利がなくなるという、こういう深刻なものであります……

〔「本当なの」と呼ぶ者あり〕

○21番（中川直美君） 本当です。どうなるのかということです。そういう意味でいうと、保険料の滞納による保険証の制裁をされている方がいればどのぐらいいるのかをお尋ねをいたします。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井眞理君） 3つのご質問のうち、まず1つ目ですが、この後期高齢者医療について、保険料率が上がるだけでなく窓口の負担も増えていくというところは全般に問題であるということの認識はあります。数字ですが、現行の保険料率が均等割額で3万6,900円のところ、3,500円増えて4万400円になります。平均保険料額は、軽減前で6万4,669円のところ4,943円増えて6万9,612円、軽減後については5万393円のところ3,596円増えて5万3,989円になります。

次、75歳以上の均等割の軽減の状況というところで、これについては当委員会では何か言って、自治体の単位で変えられるものではありませんので、私どもはここについては特に深く審査はしておりません。

3つ目です。保険料滞納による保険証の制裁の人数はどのくらいかということですが、この人数については私どもは審査はしておりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今市民厚生常任委員長が言ったように、安倍政権では全世代型の社会保障といって、今後窓口負担を1割から2割にするというのが計画をされています。そこで、聞くのですが、これスタートした平成28年度から平成29年度は57万円だったのです、限度額が。限度額が今年度はまた2万円上がって64万円なのです。とてもこれ、さっき言った滞納状況や市民の暮らしの状況、年金が下がっている状況では私は無理だというふうに思うのです。そうはいっても、これは広域の県のことだから、佐渡市ではどうもできないというお話でしたが、自治事務でありますから、やりようによっては何でもできる。ちなみに、荒井議員は広域連合の議員でありますから、今年度県の財政安定化基金、つまり令和2年度、令和3年度に活用可能な財政安定化基金は18億円あるというふうに言われています。こんなときだからここにやっぱりしっかり使っていくべきだというふうに思うのですが、広域連合の議員でもある市民厚生常任委員長は、その財政安定化基金との関係はどのようになっていると思いますか。ちなみに、先ほど言いましたが、平成31年度に対しては3,500円の9.48%、平成29年度、その前の期から比べたら5,100円で15%も上がるというとてもない、高齢者の医療を直撃するものだということも加えておきますが、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

荒井市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（荒井真理君） 確かに議員が言われるように、私後期高齢者医療の広域連合の議員として市民厚生常任委員長職で行っておりますが、私は個人的にはやはり高齢者の医療というのはいろいろ加味するべきものと思っておりますが、何しろ自治体の範疇で金額決められるものではないと。しかし、自治体がどのように参酌するかというところは余力としてあるのかなという感想はありますが、これは当委員会としての見解ではございません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 以上で議案第28号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第28号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和2年度佐渡市病院事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 基礎年金の改善を求める意見書採択の請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第8号、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号、議案第32号、議案第37号及び請願第1号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本来でありますと人道的に夕食休憩を取るところではありますが、ここで10分間休憩します。

午後 7時02分 休憩

---

午後 7時12分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

渡辺産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 渡辺慎一君登壇〕

○産業建設常任委員長（渡辺慎一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第9号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放牧場の利用条件となっている家畜共済の加入を他の補償制度の加入でも対応できる規定とするため、佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキ交流会館内に設置するシャワー室の使用料を定めるため、佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、単身者の市営住宅の入居促進を図ることから、同居親族要件及び単身入居の面積要件を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第15号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡縦貫線のうち上横山39号線の路線変更計画に伴い、市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 市道路線の廃止について。本案は、主要地方道佐渡一周線のうち原黒バイパスが開通したことに伴い、市道である両津幹線9号線及び住吉33号線の一部が重複するため、その区間の市道路線の廃止について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第30号 令和2年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするもので、前年度当初予算と同額になるものであります。主な内容は、小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電料収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 令和2年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和2年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では、収入及び支出の予定額を27億4,303万9,000円とするものであります。また、資本的収支では、収入の予定額を12億5,936万3,000円、支出の予定額を20億2,132万円とするものであり

ます。主な内容は、有収率の向上及び安心、安全で安定的な水道水の供給を図るために老朽管更新事業費や配水管等敷設替事業費、施設増改良事業費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。１、有収率の向上や施設の統廃合を計画的に実施し、将来にわたって安定した運営が可能となる状況を早期に構築するとともに、水道料金の維持または抑制につながるよう努力を続けること。

２、全ての給水区域で水質の統一を図るよう、様々な視点から方法を検証していくこと。

議案第39号 令和２年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和２年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では、収入の予算額を34億5,312万3,000円、支出の予定額を34億1,215万7,000円とするものであります。また、資本的収支では、収入の予定額を16億3,184万1,000円、支出の予定額を24億1,308万4,000円とするものであります。主な内容は、公共水域の保全と浸水対策を図るために汚水及び雨水管渠工事や処理施設工事費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。１、接続率が低いところに対する改善の努力が全く見られない。損益分岐点となる７割の加入を目指して大胆な方策の実施による促進も視野に入れること。

２、昨年「計画区域内での意向調査等を実施し、おおむね３分の２の加入見込みがなければ計画区域から外し、新規工事を終息させること」と意見を付したにもかかわらず全く反映されていないことは遺憾である。早急に意向調査を実施すること。

令和元年陳情第15号 地産地消の促進についての陳情。本陳情は、「地産地消で佐渡市を元気にしよう」をスローガンに、地産地消推進条例や推進計画を策定して地産地消を推進していることから、地産地消の大きなウエートを占める学校給食への佐渡産農産物の使用量を高めるために、市、生産者、生産者団体、学校給食センターなど官民の連携を進め、体制を整備して課題解決に取り組むとともに、体制を整備するために当面は学校給食センターの直営を求めるものであります。審査の結果、趣旨採択すべきものとして決定いたしました。

陳情第２号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。本陳情は、最低賃金が低い地域では、毎日フルタイムで働いても手取りが少なく、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできないこと、また地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いていることから、若者が自立した生活に必要な生活費から算出した結果である時給1,500円への引上げ、中小零細企業への助成や融資及び仕事おこしや単価改善につながる施策の拡充などを実現するための意見書を国に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、一部採択すべきものとして決定しました。

陳情第３号 新型コロナウイルス感染症への対応に係る陳情。本陳情は、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客の予約キャンセルが相次ぐと同時に、各種イベントや宴会などの自粛により観光施設や宿泊施設への影響が大きく、さらに感染症の終息の見通しが立たないことから事業の継続が困難となる切迫した状況にあるため、本格的な観光シーズンを迎えるまでの間、島内観光関連施設に対して早急な支援

策の実施を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（猪股文彦君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより令和元年陳情第15号 地産地消の促進についての陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪股文彦君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました令和元年陳情第15号及び陳情第2号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 航路問題に関する調査特別委員会の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第2、航路問題に関する調査特別委員会の報告を行います。

航路問題に関する調査特別委員会に付託した事件について特別委員長の報告を求めます。

航路問題に関する調査特別委員長、祝優雄君。

〔航路問題に関する調査特別委員長 祝 優雄君登壇〕

○航路問題に関する調査特別委員長（祝 優雄君） 航路問題に関する調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づいて報告します。

本委員会は、離島佐渡の空路、海路に関する付託事項として、平成30年第3回佐渡市議会臨時会において、執行部要請により設置された委員会である。

これまでの間、計16回の委員会を開催し、付託事項について審議を行ったので、離島佐渡における航路の在り方について報告する。

1、海路について。佐渡航路の今後の在り方について、当該航路は観光航路としての要因はあるものの、あくまでも佐渡島民にとっては唯一の生活航路であることから、島民の利便性、優位性を重視した航路とすべきと思料する。現在の佐渡航路には2つの航路があり、主要航路である両津一新潟航路は黒字であるが、小木一直江津航路は毎年巨額の赤字となっており、航路運航事業者の経営に大きな影響を及ぼしていることは明かである。小木一直江津航路については、北陸新幹線開業や長岡観光圏の拡大などによる利用促進を将来的に期待をしたところであるが、導入した高速カーフェリーあかねについては荒天時の就航率が極端に悪く、利用者に不評であることに加え、本土重視の運航ダイヤなどの影響により、島民を始め、利用者の減少に歯止めがかかっていない現状にある。このことは、建造時に議会のトリマラン型にすべきとの提言を無視し、カタマラン型の船舶を選択した航路運航事業者である佐渡汽船の責任を強く問わざるを得ない。よって、航路運航事業者においては、小木一直江津航路について、現在の船舶の形態はもちろんのこと、運航ダイヤなどについて早急に抜本的な見直しを行うとともに、公共交通機関として経営改善にさらなる企業努力を行うよう強く要望する。

また、主要航路である両津一新潟航路については、現在運航中のおけさ丸も法定耐用年数を超過しており、近い将来において代替船を建造しなければならないことは必須である。さらに、建造後39年を経過しているジェットフォイルについては、高速交通体系の維持の観点からも早急に新造する必要がある。しかしながら、現在の航路運航事業者である佐渡汽船の経営状態では単独で建造することは困難なことから、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有制度を利用し建造する方向であるが、建造や赤字補填を安易に自治体に頼るのではなく、上場企業として企業責任を果たすべきである。なお、平成25年8月25日に開催された佐渡空港・小木航路特別委員会における参考人聴取において、委員から、「今後佐渡市に支援を求めないということですね」との質問に対し、当時の佐渡汽船の専務は明確に「今後支援は求めない。そのとおり」と答えていることを申し添える。よって、今後船舶建造に当たっては、佐渡汽船の筆頭株主であり、離島を有する新潟県に対し、佐渡市として強く財政支援を行うよう求めるべきである。

今後の課題としては、新潟県、佐渡市、佐渡汽船、新潟交通佐渡、地元関連業者、佐渡観光交流機構などと一体的な誘客体制を強化し、利用客の増加に努めるよう提言するものである。

2、空路について。県営佐渡空港については、離島である佐渡の振興を促進するとともに、交流人口の拡大を図るため、ジェット機が就航可能な2,000メートルの滑走路の整備の実現が急務であるが、佐渡空港拡張整備事業はいまだに事業化に至っていない。佐渡の豊富な観光資源を活用した観光振興、企業立地の促進など、島内活性化を進めるためにも空路は重要であることから、現在の空港の短距離滑走路でも離発着できる航空機の導入により、休止になっている佐渡一新潟空路を早急に復活させ、新潟空港経由や佐渡対地方空港便を新たに開設し、インバウンドも含めた佐渡への観光誘客に取り組むなど、現空港の利用促進を図りながら、並行して拡張整備事業を推進していくべきである。

また、近年は大規模災害が全国的にも多発しており、島民が避難しなければならないような有事の際、

空港は港湾とともに離島と本土を結ぶ重要な拠点となる。また、観光誘客だけでなく、離島にとって日常生活等に必要不可欠な交通手段を複数確保する観点からも、早急に佐渡空港拡張整備に着手すべきである。

以上をもって本委員会の所期の目的、役割は達成されたので、調査を終了する。

以上。

○議長（猪股文彦君） 以上で航路問題に関する調査特別委員会の報告は終わりました。

これより航路問題に関する調査特別委員会調査報告に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○21番（中川直美君） とりわけ海路についてお尋ねをいたしたいと思います。

言うまでもありませんが、5月には発注しなければならないジェットfoil、約34億円、そしてそれに追いかけてカーフェリー60億円が要ということです。直近の本当に最大課題であろうかなというふうに思っております。

そこで、通告に基づいてお尋ねをいたします。佐渡の海上航路は、生命線であり、重要です。にもかかわらず、何だか混迷をしている。この大きな原因は一体何だと考えているのかお尋ねをしたい。

そして、この最大の中心点、この根本問題抜きに今後の展望、さっき言った34億円や60億円の問題も切り開かれないのではないかなというふうに思うわけです。その辺どうかということです。先ほどの調査報告で、改めて読んだら16回やってこの程度かという意見もあるようですが、お尋ねをいたしたい。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

祝航路問題に関する調査特別委員長。

○航路問題に関する調査特別委員長（祝 優雄君） 中川直美君の質問にお答えしますが、中川議員としてはシンプルな質問ですが、誠に重要な根幹に関わる質問ですので、慎重に丁寧にお答えしたいと思います。

1つは、一番肝心な、私先ほど報告でもしましたけれども、佐藤委員長の佐渡空港・小木航路特別委員会のときに、佐渡汽船が赤字補填やその他の負担は佐渡市にはもう求めないよということを明確に述べております。そして、その議事録は今私の手元にあります。ですから、明確に議事録に残っているものですから、議会としては今後建造に対する対応はできませんよという議決をしたのはこれがもとであります。きちっとしたものが残っておりますので、そういう形で皆さん方も確認をしておいていただきたいと思います。

そして、もう一つは、何がどうかって、私この委員会を、最後の委員会ですから、まとめをするに当たって全く時間がかかりませんでした。これは、委員全員が同じ方向を向いて問題意識を持っていたということなのです。これはなぜかといえば、誘客対策を全くしていなかったと。誘客対策をきちっとやっていれば、佐渡汽船こんな経営状態には絶対ならない。というのは、100万人観光であった時代、佐渡汽船は全くこんなこと言わなかった。自分で全部船を造ってきた。にもかかわらず、観光客が40万人、50万人という経過の中でこういうことが起きてきているわけです。やはりお客さんを増やす以外にありません。ですから、そのことを委員が全てを問題意識として持っていたということでそんなに時間がかからずにこの報告がまとまりました。

やはりもう一つ忘れてはならないのは、島民にとって航路というのは生命維持装置だということです。

ですから、島民の足を確保する上でも、佐渡汽船が健全体質であってもらわなければ困るのです。そのためにも、佐渡市が中心になって誘客対策に全力で取り組んでほしいというのが当委員会の総論であります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 誘客体制が根本問題だというのはちょっと違うかなと。確かにお客がいれば云々ということはあるのですが、16回やった、この航路問題に関する調査特別委員会。ジェットfoilの問題も含めて、建造船の問題も含めて、前も言いましたが、改正離島振興法は、離島航路は公共交通路ということでやっぱり政治の光を当てるとというのが建前です。以前も言いましたが、自由民主党から共産党までもう全会派でこれは一致しているわけですから、そういう点で言いますと、もっともな離島、いや、それを持っている県がやっぱり一体となって国にもしっかりと働きかけていく。例えば、長崎県あたりの離島の多いところで言えば、こういった負担は自治体に求めないだろうというふうに思うのですが、誘客体制だけというのだと私は不完全だと思うのですが、所期の目的、役割は達成されていないので、続けたほうがいいのではないですか。

○議長（猪股文彦君） 祝航路問題に関する調査特別委員長。

○航路問題に関する調査特別委員長（祝 優雄君） これは、もう一つ皆さん考えておいてほしいのは、佐渡汽船を県が株式会社として立ち上げたとき、このときの知事は明確に、本来であれば県営でやるべきですよ。この航路については、県道と同じ扱いで対応すべきなのです。そこで、新潟県は「50%以上の株は保有しないけれども、責任を果たす」とはっきり言っているのです。このことが原点にあるということをやはり忘れてもらっては困るのです。これもきちっと資料で残っておりますから。ですから、今中川議員が言ったように、体系から抜けてしまうというのは、これはちょっと乱暴な話だとは思いますが。そういう議論は、当委員会ではありませんでした。しかし、佐渡汽船の経営者の意識改革が必要だということは皆さん一致した意見であります。今は自治体依存度が高く、自分たちで経営するという経営感覚全く持ち合わせておりません。やはりこれは厳しく佐渡市は県にも伝えなければなりませんし、佐渡市としても直接取締役も出しているわけですから、これはしっかり伝えなければなりません。そういう意識というのが我々のほうにも薄かったと。特に執行部は薄い。何のために取締役出しているのか分からない。そういう声が当委員会に出てきているのです。ですから、そのことをしっかり執行部は受け止めて、佐渡汽船のこの赤字体質というのは、私は赤字を補填するとか建造費をどうするとかではなくて、先ほど申し上げた誘客、お客、利用客をどれだけ増やすか、もうそこにかかっている。そして、もう一つは経営者の意識改革です。全く経営感覚がありませんから。だから、そういうところをきちっと対応して、航路を維持していく、そのことに努めていただきたいというのが当委員会の思いであります。

○議長（猪股文彦君） 以上で航路問題に関する調査特別委員会調査報告に関する委員長質疑を終結いたします。

お諮りいたします。航路問題に関する調査特別委員会は、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、航路問題に関する調査特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

日程第3 発議案第1号

○議長（猪股文彦君） 日程第3、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第1号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年3月25日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 近 藤 和 義 |
| 賛成者 | 〃       | 金 田 淳 一 |
|     | 〃       | 竹 内 道 廣 |
|     | 〃       | 岩 崎 隆 寿 |
|     | 〃       | 中 村 良 夫 |
|     | 〃       | 坂 下 善 英 |
|     | 〃       | 渡 辺 慎 一 |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表産業建設常任委員会の項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月18日から施行する。

本案は、本年4月18日から佐渡市議会議員の定数が22人から21人になるため、産業建設常任委員会の定数を7人から6人に改めるものであります。

議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第1号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議案第2号

○議長（猪股文彦君） 日程第4、発議案第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井真理さん。

〔10番 荒井真理君登壇〕

○10番（荒井真理君）

発議案第2号

厚生労働省が公表した公立・公的病院の再編・統合の白紙撤回と地域医療の

拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月25日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 荒 井 真 理 |
| 賛成者 | 〃       | 室 岡 啓 史 |
|     | 〃       | 祝 優 雄   |
|     | 〃       | 金 田 淳 一 |
|     | 〃       | 稲 辺 茂 樹 |
|     | 〃       | 佐々木 ひとみ |

厚生労働省が公表した公立・公的病院の再編・統合の白紙撤回と地域医療の

拡充を求める意見書

全国に存在する公立病院や公的病院について、厚生労働省は昨年9月26日に再編統合の議論を必要とする分析結果とともに、対象となる424の病院名を公表した。この目的は2020年までに統廃合、再編、規模縮小などの計画の具体化を求めるものであり、新潟県内では22もの病院が含まれている。

今回の公表及び要請により再編・統合が進めば、地域での医療を必要とする患者や市民が安全で質の高い医療を受けることができなくなる。また、医師や看護師などの医療従事者の不安を増大させることにもつながり、確保が一層困難になることが明白である。

当市においても1病院が対象となっているが、非効率で不採算であるへき地巡回診療を引き受けている。へき地巡回診療の多くは交通弱者や障がいを抱える通院困難者が多く、高齢化率が40％を超える当市においては市民に公平な医療を提供することを使命とする自治体病院として必要不可欠な存在である。離島であるがゆえに医療資源が少ない現状をカバーし合うために市内の医療機関が連携を図っている状況にあるにもかかわらず、地域の実情や病院の現状を一切考慮することなく画一的な基準で病院名を公表して要請

することなどあってはならない。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関と病床である。厚生労働省が求める再検証は内閣が政策として進めている地方創生に逆行するものであることから、到底容認できるものではない。

よって、国においては、地域医療を守り、地域住民が医療を受ける権利を保障していくために、次の事項の実現を強く求める。

#### 記

- 1 厚生労働省が公表した新潟県内22病院を含む424病院のリストと再検証の要請を白紙撤回すること。
- 2 厚生労働省が公表した新潟県内22病院を含むすべての新潟県内医療機関を存続させ、より一層充実させる施策を強化していくこと。
- 3 医師・看護師など医療従事者の確保に努める施策を強化すること。
- 4 施策実現のための財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第2号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第2号 厚生労働省が公表した公立・公的病院の再編・統合の白紙撤回と地域医療の拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第3号

○議長（猪股文彦君） 日程第5、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺慎一君。

〔12番 渡辺慎一君登壇〕

○12番（渡辺慎一君）

発議案第3号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月25日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 渡 辺 慎 一 |
| 賛成者 | 〃       | 広 瀬 大 海 |
|     | 〃       | 竹 内 道 廣 |
|     | 〃       | 岩 崎 隆 寿 |
|     | 〃       | 中 村 良 夫 |
|     | 〃       | 駒 形 信 雄 |
|     | 〃       | 伊 藤 剛   |

#### 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2019年の全国の最低賃金は、時間額で最大が1,013円、最低が790円、新潟県では830円である。フルタイムで働いても年収120万円から150万円しか得られず、最低賃金法第9条で規定されている「労働者の健康で文化的な生活」を確保することができない。さらに、同じ仕事内容でも新潟県と時間額が最も高い東京都では183円もの地域間格差があるため、若年層の労働者の流出を招いている。このことにより、地域経済が疲弊し、自治体の税収不足にもつながり、ひいては行政運営にも影響していく。

日本全体では景気が上向いている状況との指針であっても、地方においては、ほとんど実感がなく、中小企業にとって十数円の時間額の増加でも捻出が大変な状況である。これは離島や過疎地域では顕著に表れている。

このことを改善するためには、政府が率先して中小企業に具体的な支援策を拡充する必要がある。このことにより、労働者の生活、労働力の質、消費購買力の確保及び地域経済と中小企業を支える循環型地域経済を確立し、誰もが安心して暮らせる社会をつくるべきである。

よって、国においては、次の事項の早期実現を強く求める。

#### 記

・最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第3号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議案第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂下善英君。

〔13番 坂下善英君登壇〕

○13番（坂下善英君）

発議案第4号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月25日

佐渡市議会議長 猪 股 文 彦 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 佐渡市議会議員 | 坂 下 善 英 |
| 賛成者 | 〃       | 佐 藤 孝   |
|     | 〃       | 岩 崎 隆 寿 |
|     | 〃       | 中 村 良 夫 |
|     | 〃       | 竹 内 道 廣 |
|     | 〃       | 祝 優 雄   |
|     | 〃       | 山 田 伸 之 |
|     | 〃       | 近 藤 和 義 |

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

昨年12月に新型コロナウイルスの感染による肺炎が発生してから世界中で爆発的に拡大し、本年3月11日にはWHOが「パンデミックとみなせる」と宣言した。イタリア、スペイン、マレーシアでは全土で移動制限措置を実施するなど、感染拡大の終息の目途は立たず、事態の長期化が懸念される。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、水際対策の強化や学校の臨時休業の実施などにより感染拡大防止に取り組んだことで、日本では大規模な感染拡大には発展していない。しかし、散発的な感染は全国各地で続いているため、その影響が経済に大きく波及している。これは、株価が2008年のリーマンショック級の暴落となっていることから明白である。

当市においては感染者が出ていないものの、小中学校などの臨時休業、各種イベント及び会合の中止や延期の要請などにより事業活動が縮小しているため、他の自治体と同様に地域経済が深刻な打撃を受けている。これらは新型コロナウイルスの拡大が終息したところで即座に回復するものではなく、他の業種も含めて影響が本格化する頃には地域経済が立ち行かない状況になってしまうと懸念する。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を図るため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に提供し、国民の不要な混乱や不安、人権侵

害や風評被害の防止に努めること。

- 2 相談から医療までの体制を強化・充実させ、感染者の早期発見や重症化を防止していくこと。
- 3 ワクチン及び治療薬の研究開発を進めるとともに、安定的な製造及び国内の供給体制を整えること。
- 4 地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用に対して、十分な財政措置を講じること。
- 5 学校の臨時休業に伴う子どもたちの居場所を確保するとともに、健康や心のケアの対策を講じること。
- 6 減税を含めた大胆な景気刺激策及びリーマンショック時と同等以上の経済対策を早期に表明し、経済への影響を最小限にとどめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本案は、世界各地で流行している新型コロナウイルスにより市民の不安が募るとともに、既に深刻な打撃を受けている地域経済がさらに悪化していくと容易に推測されることから、正確な情報発信、ワクチンなどの治療体制、地方自治体や医療機関への財政支援、子供の健康や心のケア、減税を含めた景気刺激策や経済対策の打ち出しなどの対応を国に求めるため、内閣総理大臣を始め、関係省庁に対して意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） ただいま議題となっております発議案第4号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 令和2年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染の緊急事案の対応に資するよう、今定例会初日におきまして延会のご配慮を頂きました。2月28日の開会から本日まで、長期間にわたり議案のご審議を頂きましたことに感謝申し上げます。

本定例会冒頭におきまして、令和2年度の市政運営に関する私の所信の一端と施政方針を述べさせてい

ただき、議員各位並びに市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたところでございます。また、予算編成においては、老朽化に伴う公共施設等の改修や教育環境、生活インフラ等の整備のための普通建設事業のほか、社会保障経費や会計年度任用職員制度による新たな財政需要など喫緊の課題に対応するとともに、施策の継続性を重視させていただきました。残念ながら当初予算におきまして、佐渡文化財団関連の予算については修正されることになりました。このことを重く受け止めるとともに、3年間の事業計画として交付されている国の補助金対応などが必要となりますが、来月の選挙を踏まえた新体制に委ねさせていただきます。

また終息のめどが見えない新型コロナウイルス対策については、今後とも引き続き新潟県、佐渡保健所、医療機関、関係事業者等と緊密に連携し、全庁体制で感染症拡大防止に努めます。幸い佐渡市での感染者は発生していない状況でございますが、新潟県内の状況なども踏まえながら、適宜対応してまいります。予約のキャンセルが相次ぐ観光産業や飲食業を始めとして、島内の事業者に大きな打撃が出ており、緊急支援策を打ち出す必要がございます。残念ながら今年度内に対策を講ずることはできませんでしたが、新年度早々にはしっかり対応していかなければなりません。

結びになりますが、市民の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（猪股文彦君） 今任期最後の定例会の閉会に当たり、議長より一言申し上げます。

議員各位におかれましては、この4年間大変ご苦勞さまでした。任期半ばを過ぎる頃より執行部と議会側の考え方の相違が先鋭化し、議会運営に当たって薄氷を踏む思いのときが多々ありました。双方とも多くの市民のためにとの考え方から発したものとは思いますが、今後は不毛な対立を避けなければならないと思料します。

また、現在新型コロナウイルスという目に見えない敵と闘っています。東京オリンピックも延期されることになりました。まさに大災害です。観光が主産業の離島の佐渡市民の多数も大変困っておると思います。佐渡市の経済は瀕死の状態です。私は、三浦市長に選挙を延期してでも議会と協調してこの経済的大災害に立ち向かうべきだと何度か進言申し上げました。先ほど採択された観光関係の陳情も、議会と協調すれば具体的な対策ができるはずであります。今こそ冷静になって、政治空白をつくらないためにも、政治休戦をして多くの市民の苦しみに応えるべきと考えます。市民の皆様は、いかがお考えでございましょうか。

最後に、議員各位及び執行部メンバーにおかれましては、今後それぞれの目標に向かって健康に留意されて進まれんことを切に希望して、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で会議を閉じます。

令和2年第1回（2月）佐渡市議会定例会を閉会します。

午後 7時56分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 猪 股 文 彦

副 議 長 中 川 直 美

署 名 議 員 後 藤 勇 典

署 名 議 員 佐 々 木 ひ と み